

【令和8年度版】 地方競馬全国協会

畜産振興事業のご案内

(重種馬関連事業)

畜産振興事業は、重種馬の生産振興を図るため、重種馬の生産者に対して奨励金を交付する事業等を実施する団体に補助金を交付します。

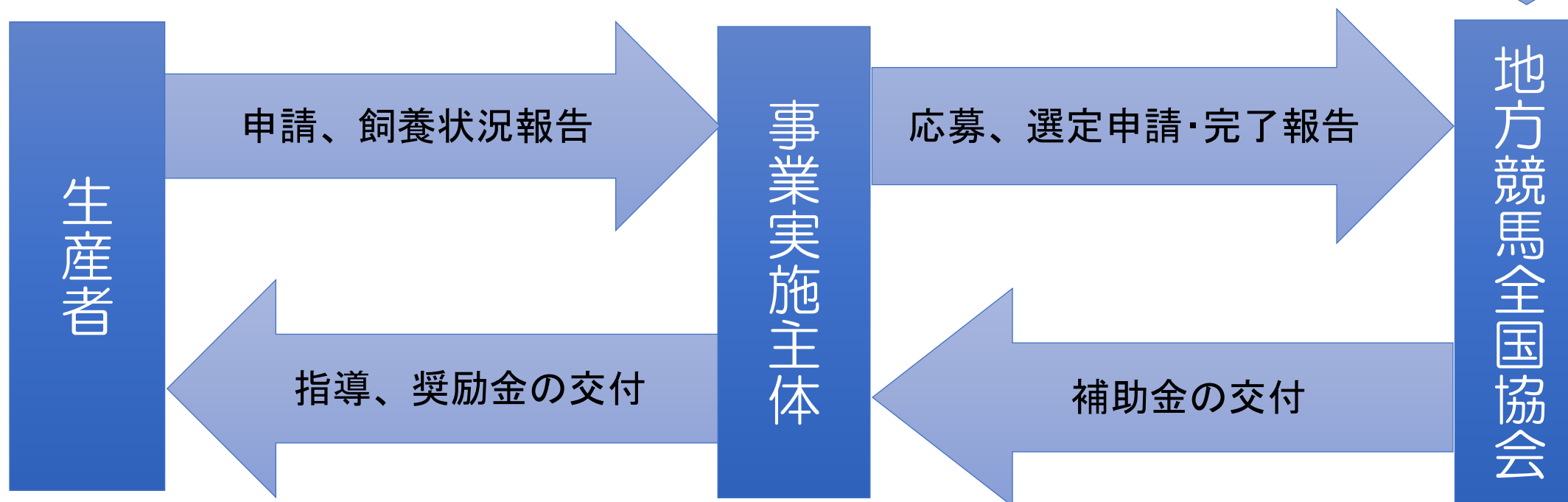


事業の概要

- ・ 繁殖用雌馬の保留・導入
- ・ 種付けを行った種雄馬
- ・ 生産された子馬
- ・ ばんえい競馬の能検合格馬の父馬 & 母馬
- ・ ばんえい競馬出走に対する奨励

事業の仕組み

畜産振興事業は、ばんえい競馬をはじめとした地方競馬の売上を原資として、馬の改良増殖及び畜産振興を図るために実施する事業です。



1 (2)重種種馬の導入【R8年度～5年間】

- 種雄馬の導入、種雌馬の導入・貸付事業に対して補助金を交付します。

重種種馬の導入

重種種馬の導入にかかる導入費を補助する事業



- 『(公社)日本馬事協会』が事業実施主体となって種雄馬及び種雌馬を導入し、希望団体に配置または貸付しています。

Ⅰ (3)重種種雌馬の改良増殖推進【R8年度～5年間】

①奨励金交付事業

- ・繁殖用の雌馬の保留・導入
に対して補助金を交付します。

種雌馬を保留(自家生産)または導入(市場等で購買)した飼養者に奨励金を交付する事業

純粋種：360,000円 以内

純粋種以外：340,000円 以内

ばんえい競馬出走馬：460,000円 以内

※増頭加算：上記金額に増頭数1頭当たり100,000円以内を上乗せ

(R8年度事業では、令和7年12月31日(申請)と令和8年12月31日(完了)を比較して算出する)

【R8～の主な変更点】(細則 別表2の3 備考)

独立行政法人家畜改良センター十勝牧場から供給される純粋種は、対象外とする(競争入札及び市場取引の場合は除く)。【以下、略】

- ・当該年から起算して3年間、繁殖の用に供することが条件となります。
- ・当該年(1～12月)に繁殖登録を受けていることが条件となります。
(既に登録を受けている馬を当該年に導入した場合も対象とします。)
- ・繁殖登録時1歳以上4歳以下(ばんえい競馬出走馬は9歳以下)が対象です。
(既に登録を受けている馬は、導入時の年齢が1歳以上4歳以下又は9歳以下。)

Ⅰ (3)重種種雌馬の改良増殖推進【R8年度～5年間】

②導入貸付事業

- ・繁殖用の雌馬の導入
に対して補助金を交付します。

農協等が種雌馬を購入し、飼養者に貸付を行う事業

純粋種：360,000円 以内

純粋種以外：340,000円 以内

ばんえい競馬出走馬：460,000円 以内

- ・事業実施主体は、購入した種雌馬を飼養者に3年（当歳馬を導入した場合は4年）以上の貸付契約により貸し付けます。
- ・当該年（当歳馬の場合はその翌年）から起算して3年間、繁殖の用に供することが条件となります。
- ・当該年（1～12月）に繁殖登録を受けていることが条件となります。
（既に登録を受けている馬を当該年に導入した場合も対象とします。）
- ・繁殖登録時4歳以下（ばんえい競馬出走馬は9歳以下）が対象です。
（既に登録を受けている馬は、導入時の年齢が4歳以下又は9歳以下）

Ⅰ (4)重種馬の繁殖奨励【R8年度～5年間】

- 種付を行った種雄馬、生産された子馬、ばんえい競馬の能力試験合格馬の父馬・母馬に対して奨励金を交付します。

①優良種雄馬繁殖奨励（種付奨励）

種付けをおこなった種雄馬に対して奨励金を交付する事業

【R8～の主な変更点】

- 「種畜証明書(表・裏)の写し」の提出時期を、「選定申請書の添付資料」から「**完了報告書の添付資料**」に変更しています。

種雄馬1頭あたり

純粋種：105,000円 以内

純粋種以外：85,000円 以内

- 純粋種の種雄馬は1頭以上、純粋種以外は北海道8頭以上、その他の県4頭以上に種付けすると補助の対象となります。

1 (4)重種馬の繁殖奨励【R8年度～5年間】

- 種付を行った種雄馬、**生産された子馬**、ばんえい競馬の能力試験合格馬の父馬・母馬に対して奨励金を交付します。

②子馬生産奨励（生産奨励）

生産された子馬に対して奨励金を交付する事業

【R8～の主な変更点】

- 完了報告書への添付が必要な「血統登録証明書(補助血統登録証明書)の写し」について、**やむを得ない事情により、証明書の発行が遅れる場合は、協会までご相談ください。**

子馬1頭あたり：**54,000円以内**

- 生産した子馬の頭数に応じて交付されます。

(例) 重種馬を3頭生産した場合： $54,000円 \times 3頭 = 162,000円$

1 (4)重種馬の繁殖奨励【R8年度～5年間】

- 種付を行った種雄馬、生産された子馬、ばんえい競馬の能力試験合格馬の父馬・母馬に対して奨励金を交付します

③改良促進奨励（優良種雌馬改良促進奨励）

ばんえい競馬の能力試験合格馬の母馬の飼養者に奨励金を交付する事業

合格馬1頭あたり

道内生産馬：220,000円 以内

道外生産馬：上記金額に最大200,000円 を上乗せ ※

※ 上乗せ額

東北産：50,000円以内 中国・四国産：150,000円以内

九州・沖縄産：200,000円以内 その他の本州：100,000円以内

その他重種馬生産振興

優良重種馬生産奨励

【R8年度～3年間】

当該年度に能力試験に合格し、ばんえい競馬に出走した2歳（明け3歳）馬の生産者に対して奨励金を交付する事業

ばんえい競馬 1 出走あたり：12,000円 以内

※ 『帯広市』 が実施

その他重種馬生産振興

生産技術指導 【R8年度～5年間】

重種馬の生産技術の向上を図るため、生産現場の技術者及び飼養者を対象に研修会を実施、また講習会等を実施した団体に奨励金を交付する事業。

※ 『(公社)日本馬事協会』が実施

馬事普及啓発推進 【R5年度～5年間】

馬事畜産の普及啓発のための各種事業（イベント、調査研究、資料作成）

※ 『(公社)日本馬事協会』が実施

優良重種馬生産者支援啓発 【R7年度～3年間】

ばんえい競馬重賞出走馬の生産者支援のための各種イベントを実施する事業

※ 『帯広市』が実施

その他重種馬生産振興

重種種馬機械・施設等整備

【R7年度～3年間】

① 機械等導入費補助事業

以下の①、②に該当する馬を飼養し、事業参加要件を満たす者に機械等の導入費の一部を補助する事業

- ① (公社)日本馬事協会が行う貸付事業のばんえい競馬引退雌馬又は重種種雄馬の飼養管理者（以下「貸付馬飼養者」）
- ② 重種種雌馬の改良増殖推進事業又は重種馬の繁殖奨励事業のうち優良種雄馬繁殖奨励（種付奨励）事業で過去3年間（R5～R7年度）に奨励金の交付を受けた者（以下「奨励金受給者」）

	補助率	上限額
参加者あたり：	1/2 以内	（750万円）

※ 機械等とは、トラクター、ロールベアラーなどです。

※ リースを利用した導入も対象となります。

その他重種馬生産振興

重種種馬機械・施設等整備

【R7年度～3年間】

(2) 施設等整備費補助事業

以下の①、②に該当する馬を飼養し、事業参加要件を満たす者に施設等の整備費の一部を補助する事業

- ① (公社)日本馬事協会が行う貸付事業のばんえい競馬引退雌馬又は重種種雄馬の飼養管理者（以下「貸付馬飼養者」）
- ② 重種種雌馬の改良増殖推進事業又は重種馬の繁殖奨励事業のうち優良種雄馬繁殖奨励（種付奨励）事業で過去3年間（R5～R7年度）に奨励金の交付を受けた者（以下「奨励金受給者」）

補助率 上限額
参加者あたり： 1/2 以内 (1,000万円)

※ 施設等とはきゅう舎、牧柵、馬積み下ろし施設などです。

※ 施設等の整備には、自家施工に用いる資材等の購入費も含まれます。

その他重種馬生産振興

重種種馬機械・施設等整備

【R7年度～3年間】

○選定申請書添付書類

- ・ 家畜ふん尿処理又は汚水浄化処理を伴う施設を設置する事業にあつては、備考(ウ)に記載の条件を満たしていること事業実施主体候補者が確認した旨を記した書類(誓約書、確認書等)

(3)家畜のふん尿処理又は汚水浄化処理を伴う施設を設置する事業にあつては、下記に記載の条件を満たしていることを事業実施主体候補者が確認していること。【確認済み口】

- ・ 整備する施設等は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するとともに、地域ごとの臭気及び排水規制や周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。
- ・ 堆肥処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する家畜ふん尿を適正に処理し得る能力を有すること。
- ・ 汚水処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する汚水を水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条の排水基準以下に処理し得る能力を有すること。

【R8～の主な変更点】

I (5) 重種種馬機械・施設等整備事業では、事業実施主体候補者が確認した旨を記した書類として、「別紙様式第3号 重種種馬機械・施設等整備事業 個別意見概要書」3(3)の【確認済み口】に✓を付したものを提出してください。

(「別紙様式第3号 重種種馬機械・施設等整備事業 個別意見概要書」の抜粋)

その他重種馬生産振興

重種種馬機械・施設等整備 【R7年度～3年間】

事業の参加要件

(1) (2) 事業いずれも、以下の要件を満たす必要があります。

- ①貸付馬飼養者又は奨励金受給者に該当すること。
- ②事業年度の前年（R7.12.31）時点で、（公社）日本馬事協会が行う繁殖登録を受けた重種種雌馬を3頭以上、又は過去3年間（R5～R7年度）に奨励金の交付を受けた重種種雄馬を1頭以上飼養していること。
- ③都道府県の指導等を受けられる者であること。

（事業実施主体が自ら機械等の導入又は施設等の整備を行う場合）

※ 事業実施主体が重種馬生産の担い手として特に認めた場合は、上記①、②の要件を満たしていなくても事業への参加が可能です。

重種馬生産者支援体制強化費

重種馬生産者が当協会の畜産振興事業を活用するためには事業実施主体となる農協等の協力が不可欠であることから、事業に参加した農協等の生産者団体に対して、下記のとおり重種馬生産者支援体制強化費を支給します。

(事業名)	(単位：円)
「重種種雌馬の改良増殖推進」事業	
① 繁殖奨励金（奨励金交付）	500,000
② // （導入貸付）	500,000
「重種馬の繁殖奨励」事業（※1）	
① 優良種雄馬繁殖奨励（種付奨励）	200,000
② 子馬生産奨励（生産奨励）	200,000
③ 改良促進奨励（優良種雄馬改良促進奨励）	200,000
④ // （優良種雌馬 // ）	200,000
「重種種馬機械・施設等整備」事業	
① 機械等導入費補助	500,000
② 施設等整備費補助	500,000
	(※2)

※1)

重種馬の繁殖奨励事業は、事業実施主体として取りまとめを行う農協連と事業に参加する農協（協力農協）それぞれに対して、重種馬生産者支援体制強化費を支給します。

※2)

重種馬生産者支援体制強化費の支給は1事業ごととなります。

お問い合わせ先

地方競馬全国協会 畜産振興部 畜産振興課

〒106-8639 東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー43階

TEL : 03-3583-2146

E-mail : chikushin@nar.keiba.go.jp

※ 公募のお知らせ・補助事業実施要綱などは

地方競馬全国協会のホームページに掲載いたします。

⇒ <https://www.keiba.go.jp/association/livestock.html>